手続案内（地域産業・技術振興課）

部局名	所属名
産業労働部	地域産業・技術振興課

手続名

電気工事業の登録証の訂正

根拠法令

電気工事業の業務の適正化に関する法律

条項

１０条２項

手続対象者

電気工事業の登録証の内容に訂正があるもの

提出先　嶺北－地域産業・技術振興課、
敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町区域）－二州県民サービス室
小浜市、高浜町、若狭町（旧上中町区域）、おおい町－若狭県民サービス室

提出時期

随時

提出書類　地域産業・技術振興課ホームページ参照
http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/chisangi/denkikoujigyou.html
１　登録事項等変更届出書
２　登録証

手数料

手数料２，２００円分の福井県証紙

審査基準

―

標準処理期間

５日

相談窓口　嶺北－地域産業・技術振興課、
敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町区域）－二州県民サービス室
小浜市、高浜町、若狭町（旧上中町区域）、おおい町－若狭県民サービス室

備考